## 熊本県議会

# 総務常任委員会会議記録

平成23年10月4日

開会中

場所 全 員 協 議 会 室

### 第 3 回 熊本県議会 総務常任委員会会議記録

平成23年10月4日(火曜日)

午前10時1分開議 午後0時21分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成23年度熊本県一般会計補 正予算(第4号)

議案第3号 熊本県手数料条例の一部を改 正する条例の制定について

議案第4号 熊本県税条例の一部を改正す る条例の制定について

議案第5号 熊本県税特別措置条例の一部 を改正する条例の制定について

報告第5号 公立大学法人熊本県立大学の 経営状況を説明する書類の提出について

報告第6号 財団法人熊本県立劇場の経営 状況を説明する書類の提出について

報告第7号 天草エアライン株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第23号 平成22年度決算に基づく熊本 県の財政の健全化判断比率及び公営企業 の資金不足比率の報告について

報告第24号 平成22年度公立大学法人熊本 県立大学業務実績評価について

請第6号 私学助成に関する意見書の提出 を求める請願

請第7号 消費税の増税に反対する意見書 の提出に関する請願

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

#### 報告事項

- ①職員の逮捕について
- ②東日本大震災に係る地域防災計画の 見直し及び支援状況について
- ③平成22年度熊本県普通会計決算の概 要について

- ④公立大学法人熊本県立大学の次期中 期目標の策定について
- ⑤政令指定都市実現に向けた動きについて
- ⑥川辺川ダム問題について
- ⑦平成23年度肥薩おれんじ鉄道株式会 社の経営状況について

委員会提出議案

私学助成の充実強化に関する意見書

出席委員(8人)

委員長 佐藤雅 司 副委員長高 野洋 介 委 收 員 前 岩 委 員 中伸 司 委 員 大 西 \_\_ 史 員井 委 手 順 雄 員 増 委 永 慎一郎 委 員 磯 毅 田

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

説明のため出席した者

知事公室

公室長 松 見 辰 彦 政策審議監 田 嶋 徹 危機管理監 彦 牧 野 俊 秘書課長 山 口 達 人 広報課長 田 中 浩

危機管理防災課長 佐 藤 祐 治

総務部

部長駒崎照雄政策審議監岡村範明文書私学局長岡本哲夫総務税務局長倉永保男市町村局長小嶋一越

悟

人事課長 古 閑 陽 一 財政課長 浜 田 義 之 首席審議員兼 県政情報文書課長 寺 島 俊夫 私学振興課長 五 嶋 道 也 総務事務センター長 兼 行 雅雄 管財課長 米 満 譲治 税務課長 出 貴 田 康 市町村行政課長 能 登 哲 也 洋 一 市町村財政課長 山 

消防保安課長 佐 藤 祐 治

政策監 原

企画振興部

部 長 坂 本 基 総括審議員兼政策審議監 河 野 靖 総括審議員兼 交通政策・情報局長 小 林 豊 地域・文化振興局長 宮 尾 尚

企画課長 坂 本 浩

地域振興課長 佐 藤 伸 之 政策監兼

新幹線元年戦略推進室長 本 坂 道

文化企画課長 富 永 正 純

政策監兼

文化・世界遺産推進室長 吉 永 明 彦 川辺川ダム総合対策課長 津 森 洋 介

交通政策課長 中 川 誠

情報企画課長 古 谷 秀 晴

統計調査課長 佐 伯 康 範

出納局

会計管理者兼出納局長 中 山 寛 首席審議員兼会計課長 田 上 勲

管理調達課長 清 田 隆 範

人事委員会事務局

局長田崎龍一

首席審議員兼総務課長 松 見 久

公務員課長 松 永 寿

監查委員事務局

局長本田惠則

首席審議員兼監査監 山 中 和 彦

監査監 藤 本 耕 二

監査監 中 島 昭 則

議会事務局

局長井川正明

次長兼総務課長 黒 田 祐 市

議事課長 池 田 正 人

政務調査課長 松 永 康 生

事務局職員出席者

議事課課長補佐 上 野 弘 成

政務調査課課長補佐 川 上 智 彦

午前10時1分開議

○佐藤雅司委員長 それでは、ただいまから 第3回総務常任委員会を開会いたします。

まず、今回付託されました請第6号及び請第7号について、提出者から趣旨説明の申し出があっておりますので、これを許可したいと思います。

初めに、請第6号について、説明者を入室 させてください。

(請第6号の説明者入室)

○佐藤雅司委員長 説明の方に申し上げます。各委員には請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡潔にお願いを申し上げます。

(請第6号の説明者の趣旨説明)

○佐藤雅司委員長 趣旨はよくわかりました。後でよく審査をいたしますので、本日は これでお引き取りいただきたいと思います。

(請第6号の説明者退室)

○佐藤雅司委員長 次に、請第7号について、説明者を入室させてください。

(請第7号の説明者入室)

○佐藤雅司委員長 説明の方に申し上げます。各委員には請願書の写しを配付いたしておりますので、説明は簡潔にお願いをいたします。

(請第7号の説明者の趣旨説明)

○佐藤雅司委員長 趣旨はよくわかりまし

た。後で審査をいたしますので、きょうはこれでお引き取りいただきたいと思います。

(請第7号の説明者退室)

○佐藤雅司委員長 次に、6月の委員会以降 に人事異動があっておりますので、自席から 自己紹介をお願いいたします。

浜田義之財政課長。

(財政課長自己紹介)

○佐藤雅司委員長 次に、本委員会に付託されました議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。 説明に当たっては、効率よく進めるために、 着座のまま簡潔にお願いいたします。

それでは、総務部長から総括説明をお願い します。

○駒崎総務部長 おはようございます。総務 部長の駒崎でございます。

議案の説明に先立ちまして、職員の不祥事 について申し述べさせていただきます。

去る10月2日、本県職員が、児童買春ポルノ禁止法違反の容疑で逮捕されました。被害者並びに御家族の方々に対しまして、心からおわびを申し上げます。また、法令を遵守して、職務を遂行すべき県職員がこのような不祥事を引き起こし、県民の皆様の信頼を裏切ることとなり、非常に申しわけなく、重ねておわびを申し上げます。

職員に対しましては、日ごろから、服務規律の確保に努め、綱紀の保持に万全を期すよう重ねて指導してまいりましたけれども、今回の事件の発生を受け、改めて昨日付で総務部長名により綱紀粛正の通知を出すとともに、各部局及び地域振興局の人事担当者を緊急に招集いたしまして、各所属長を通じて、全職員に対して法令遵守の徹底を図るよう指示をいたしました。

今後、さらに研修等の充実を図り、職員一

人一人に対しまして、いま一度法令遵守の意識を徹底させ、県民の信頼回復に万全を期してまいります。 どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、今回提案しております議案の概 要について御説明を申し上げます。

まず、一般会計の補正予算でございますが、第1号議案として、東日本大震災への対応に要する経費を13億円、これまでの経済対策において造成した基金を活用した経費を17億円、本県での大雨等による災害対策事業等の通常分を24億円、それぞれ計上しております。

これにより、今回の一般会計補正予算は約53億円の増額補正となり、補正後の予算額は約7,335億円となります。

また、特別会計は約800万円の増額補正でございます。

このほか、熊本県手数料条例の一部を改正 する条例等の条例案件等につきましても、あ わせて御提案、御報告申し上げております。

この後、予算関係議案の総括的な説明につきましては財政課長から、また詳細な内容及び条例等議案につきましては各課長からそれぞれ御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐藤雅司委員長 次に、財政課長から、平成23年度9月補正予算の概要等について説明をお願いいたします。

○浜田財政課長 財政課でございます。着座 のまま御説明申し上げます。

説明資料、A4横書きでございますが、説明資料の1ページをお願いいたします。

今回の9月補正予算の概要を記載いたしております。

ここは、ただいま総務部長から説明申し上 げたとおりでございます。重複しますので、 省略させていただきます。 続きまして、2ページをお願いいたします。

ここから3ページにかけましてが一般会計 補正予算の歳入でございます。主なところを 御説明させていただきます。

まず、5番の地方交付税でございます。12億6,600万円余を計上しております。

これは被災者生活再建支援基金への追加拠出の財源となるものでございます。

9番でございます。国庫支出金でございます。

災害復旧事業等に係る国庫負担金あるいは 経済基金への積み増しなどの財源として、29 億8,900万円余を計上しております。

12番の繰入金でございます。

経済対策で造成した諸基金あるいは災害基金からの繰入金、これを2億8,000万円余計上しております。

最後、15番の県債でございます。

災害復旧事業等の財源として、5億8,500 万円を計上いたしております。

続きまして、4ページをお願いいたします。

ここから5ページにかけまして、歳出予算 の補正でございます。

まず、1番の一般行政経費でございます。 29億7,000万円余を計上しております。

補正額の説明欄にございますとおり、その他のところで書いてございますが、地域医療再生基金の造成事業等々を初めとして、説明欄に掲げるような事業に計上いたしております。

続きまして、5ページの2番をごらんいた だきたいと思いますが、投資的経費でござい ます。

23億6,500万円余を計上しておりますが、 普通建設事業及び災害復旧事業として計上し ております。同じく、説明欄に主な事業を記 載しております。

続きまして、6ページをお願いいたしま

す。

6ページは、歳入のところで申し上げました県債の5億8,500万円の増額補正に伴います地方債の補正でございます。県債の追加が6ページ、限度額の変更が7ページでございます。

以上が今回の一般会計補正予算の概要でございます。よろしくお願い申し上げます。

○佐藤雅司委員長 次に、関係課長から順次 説明をお願いします。

○佐藤地域振興課長 地域振興課でございます。資料の9ページをお願いいたします。

企画施設災害復旧費でございますが、熊本 駅周辺県有地災害復旧事業といたしまして1, 300万円の補正をお願いしております。

これは、熊本駅前の万日山県有地につきまして、梅雨時期の集中豪雨により敷地内ののり面が崩壊いたしましたために、県有地の保全及び適切な管理を行うため、原形復旧工事を行うものでございます。

以上、よろしく御審議をお願いいたしま す。

○浜田財政課長 財政課でございます。資料 の10ページをお願いいたします。

手数料条例の一部を改正する条例の制定で ございます。

次ページの11ページに概要をおつけしておりますので、そちらで御説明を申し上げます。

まず、1番目の条例改正の趣旨でございますが、今回の改正は、高齢者の居住の安定確保に関する法律及び保険業法の一部改正に伴うものでございます。

2番目の主な改正内容でございます。

ここは事柄が2つございます。まず第1点 目は、先ほど申し上げました高齢者の居住の 安定確保に関する法律の改正によりまして、 従来の高齢者円滑入居賃貸住宅の登録制度が 廃止されます。これに伴いまして、新たにサ ービス付き高齢者向け住宅事業の登録制度が 創設されるという事柄に対応するものでござ います。

(1)の①は、新設の方でございます。それから、(2)の手数料廃止が、ただいま申し上げました従来の制度を廃止するという内容でございます。新たに創設します手数料につきましては、2万3,000円からという登録手数料を掲げております。

それから、第2点目の事柄でございますが、先ほど申し上げました保険業法の改正でございます。共済事業等々にも保険業法が適用されるということになりまして、経過措置として、特定保険業の認可制度が創設されたことに伴いますものでございます。

済みません、(1)の②でございますが、登録保険業の認可申請手数料を申請いたします 15万円でございます。

それから、(3)のその他の規定と書いてございますが、これは指定登録機関の指定でございます。

3番目の施行期日でございますが、2の(1)の②及び4については、公布の日から起算して10日を経過した日となってございますが、その他については、10月20日からということにしております。

その他、特定保険業の認可につきましては、県の収入証紙を使うということになりまして、関係条例の改正もここで行うことにしております。

以上が条例の改正の概要でございます。よ ろしくお願いいたします。

○出田税務課長 税務課でございます。次の 12ページをお開きください。

第4号議案熊本県税条例の一部を改正する 条例の制定についてでございます。

この改正内容については、次の次の次、15

ページをごらんください。

条例改正の趣旨でございますが、地方税法の一部改正に伴い、税の不申告に関する過料の上限額を引き上げるなどのため、関係規定を整備する必要があるということでございます。

この地方税法の一部改正と申しますのは、 6月30日に公布されました地方税法の一部を 改正する法律でございまして、これにつきま しては、この公布と同日付で施行された条項 につきましては、6月定例会において御提案 申し上げ、議決をいただいたところでござい ますが、それ以降に施行される条項について は、改正内容について検討を行った上で、適 切な時期に提案させていただくこととしてい るものでございます。

今回の提案分につきましては、近々施行日 を迎えるものなどについて改正を行うもので ございます。

2の主な改正内容でございます。

(1)税の不申告に関する過料の上限額を3 万円から10万円に引き上げるものでございますが、ちなみにこの過料、これは過ち料と書いてありますが、これに類するものとして、地方税法には罰金と科料、これは理科社会の科と書いてとが料というふうに一般的には呼んでおりますが、3つございます。罰金と科料は、いわゆる裁判手続を経て決まるものでございますが、この過ち料は、地方公共団体の長によって科されるものでございます。

(2)の不申告に関する過ち料の対象税目に、県たばこ税及び自動車税を追加するということでございますが、これは、この地方税法に、この2税目について過料の対象とすることができるということになりましたもので、追加するものでございます。

それから、(3)と(4)でございます。ただいま財政課から御説明申し上げました高齢者の居住の安定確保に関する法律云々という改正する法律で、サービス付き高齢者向け住宅の

新築を促進するということから、家屋と土地 に適用される不動産取得税の特例を、一定期 間拡充するものでございます。(3)が家屋、 (4)が土地に関するものでございます。

それから、(5)でございます。その他の規定の整備と申しますのは、今回の地方税法の改正で条ずれが起きております。このほか、文言の整理を行うものでございます。

施行期日でございますが、(5)は条例の公布の日、(3)(4)につきましては、先ほどのこのもとになっております高齢者の居住の安定確保に関する法律の施行日に合わせて10月20日、(1)(2)の過ち料につきましては、周知期間を設けるという意味で、公布の日から二月を経過した日としております。

次の16ページでございます。第5号議案で ございます。説明については、次の17ページ で御説明申し上げます。

条例改正の趣旨でございますが、中心市街 地の活性化に関する法律の一部改正に伴い、 関係規定を整理するものでございます。

改正内容といたしましては、中心市街地の 活性化に関する法律の一部改正に伴い条ずれ が起きておりますので、引用条項を整理する ものでございます。

施行期日は、条例の公布の日でございま す。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○寺島県政情報文書課長 県政情報文書課で ございます。

説明資料18ページ、報告第5号公立大学法 人熊本県立大学の経営状況を説明する書類の 提出についてでございます。

なお、資料22ページの報告第24号平成22年 度公立大学法人熊本県立大学業務実績評価に ついてにつきましても、関連をいたしますの で、あわせて御報告をさせていただきます。

まず、地方自治法に基づく経営状況の報告

につきましてですが、別冊を用意しております。白い表紙で、紺色のテープで左側をとじたものが2つございますが、そのうちのまず公立大学法人熊本県立大学の経営状況を説明する書類についての方を先に御説明を申し上げます。

それでは、説明いたします。まず、1ペー ジをお開き願います。

県立大学は、県立大学を設置、管理する地 方独立行政法人として、平成18年4月に設置 されております。

法人の役員及び審議機関は2のとおりでご ざいます。

3、大学の概要でございますが、学部は、 文学部、環境共生学部、総合管理学部の3学部、大学院は、3学部にそれぞれ研究科がございます。学生数は、学部、大学院合わせて、ことし5月1日現在で2,268人、教員数は94人、事務職員は34人となっております。

2ページの方は、組織図を記載しております。

次に、22年度の決算関係でございますが、 3ページをお開き願います。若干抜粋して御 説明いたします。

事業の実施状況として、教育、研究、地域 貢献など、3から4ページにわたって記載を しております。

例えば3ページの(1)教育に関する取り組みといたしまして、1つ目の丸に記載しております、すべての教育課程において学士、修士、博士課程を完備した体制となったことや、2つ目の丸でございますが、地域企業から提示されたテーマに応じて学生が卒業研究を行う県立大学独自のプログラムが、文科省の事業採択を受けて、学生就業力向上に向けた体制が整備されたことなどです。

(2)につきましては、例えば研究でございますが、1つ目の丸で、大学教員が学部内外連携で進める教育・研究活動を、同大学の中にある地域連携センターが支援する、そうい

う新たな制度を創設しまして、プロジェクト の研究成果を積極的に地域に還元したことな どでございます。

(3)は、例えば、一番下でございますけれども、社会人向けの講座、継続的な専門職の開発ということで、そういうことを実施したことなどでございます。

そのほか、4ページ等に、国際交流以下、 各取り組みを記載しております。

続きまして、財務諸表でございますけれど も、5ページに貸借対照表、6ページに損益 計算書を掲げております。6ページの方の一 番最後の方をごらんください。

当期の総利益として1億1,000万円余となっておりまして、その全額を教育、研究等の環境整備を目的とした積立金として積み立てております。

これらの法人の財務諸表につきましては、 外部監査法人及び法人監事の監査を経ており まして、また、法に基づいて設置された大学 の評価委員会からも適当であるとの意見を得 た上で、知事がことしの8月に承認をしてい るものでございます。

次に、今年度の事業計画ですが、7ページ をお開き願います。

今年度の年度計画でありますもっこすプラン2011に基づきまして、法人が重点的に実施する事項について記載しております。

また、予算の方は9ページをお開きください

23年度の収支予算書を掲げております。予算規模といたしましては、総額24億3,000万円余で、財源といたしましては、授業料収入のほか、県が交付する運営交付金約8億8,000万円余などとなっております。

以上で経営状況の方の説明を終わらせていただきまして、もう一つの冊子の方でございますけれども、同じく白い表紙でとじておりますもので、大学の業務実績評価書という見出しのものでございます。お開きいただきた

いと思います。

それでは、業務実績評価書の方も少し簡潔 に御説明させていただきます。

地方独立行政法人法第28条の規定によりまして、法人は、毎年度、評価委員会の評価を受けなければならないとされておりまして、評価委員会は、その評価結果を知事へ報告いたします。知事は、その旨を議会へ報告するということとされております。その報告でございます。

1ページから 2ページにかけまして、全体評価が記載されております。 2ページの方をごらんください。 2ページの 3 段落目でございます。

平成22年度の取り組みについては、年度計画を着実に進めていると認められ、また、熊本県が示した中期目標に対し、平成22年度末時点において、法人化後の5年間で到達すべき事項についてもおおむね達成されており、順調な進捗状況であると認められると評価されております。

3ページ以降につきましては、各項目ごとの評価がなされております。

そして、飛びまして6ページの方に移りまして、こちらの方が業務の運営でありますとか財務内容など、大項目別評価として掲げてありますが、それぞれ四角に囲っている部分でございますが、すべての項目が、年度計画を、1の順調、または2、おおむね順調という形で評価をされております。

県といたしましても、県立大学につきましては、法人化後、おおむね順調に大学を運営されておるものと考えております。

説明並びに報告は以上でございます。

○富永文化企画課長 文化企画課でございます。

財団法人熊本県立劇場の経営状況について 御報告申し上げます。

説明資料は、19ページ、報告第6号でござ

いますけれども、お手元の別冊、財団法人熊本県立劇場の経営状況を説明する書類により 御報告申し上げます。

3枚めくっていただきまして、1ページを お開き願います。

まず、平成22年度の事業報告ですけれども、財団法人熊本県立劇場は、県立劇場の指定管理者といたしまして、コンサートホール、演劇ホールという2つの専用ホールを有する特徴を生かしまして、県民に舞台芸術を鑑賞する機会や活動発表の場の提供、さらには県内公立文化施設活性化のための支援事業等を実施しております。

平成22年度は、第2期指定管理の2年目で ございましたけれども、県からの委託を受け まして、施設の管理運営業務や使用料の収納 を行うとともに、各種の文化事業を実施して おります。

なお、平成22年度の県立劇場への入場者は、8月の工事休館等の影響もございまして、50万456人と、前年度に比べ4万人余り少なくなっております。

(1)の管理運営業務についてでございますが、県との協定に基づきまして施設や駐車場等の管理、施設の使用許可と使用料の収納、文化振興等の業務を実施しております。委託料は、3億7,750万円と、前年度に比べ50万円の減額となっております。

次に、(2)の使用料の収納業務についてでございますけれども、県立劇場のホールや駐車場等、使用料の収納業務を行いましたけれども、平成22年度は、来年1月から3月、施設改修で休館を予定しておりまして、そのことや、東日本大震災等によりまして、そのことや、東日本大震災等によりまして、そのことが、東日本大震災等によりまして、平成21年度に比べまして収入は減少しております。2ページの上の表にありますように、2億2,160万円余と、前年度に比べまして総額で約1,600万円余の減となっております。

次に、(3)の主要施設の利用率についてで

ございますけれども、平成22年4月から8月ぐらいにかけまして口蹄疫によります開催自粛あるいは東日本大震災等によります催事中止等によりまして、コンサートホール、演劇ホールともに前年度を下回っております。

次の(4)、文化事業でございますけれど も、舞台芸術を中心といたしました芸術文化 の振興に関する事業を実施しております。

①の芸術文化の創造拠点としての事業といたしましては、芸術文化祭オープニングステージ等の舞台芸術に係ります人材の育成や文化団体の活動を支援する事業、さらには地域の公立ホールを支援するネットワーク事業と、それから伝統芸能の継承と発展を支援する事業等を実施しております。

②の芸術文化の普及拠点として取り組む事業といたしましては、そこに書いてありますように、リトアニア国立交響楽団公演等、舞台芸術を鑑賞する機会を県民に提供する事業、芸術文化に触れる機会を県民に提供するクラシック演奏家派遣事業等を実施しております。

これ以外にも、財団独自の自主文化事業のほか、企業の協賛によりまして、舞台芸術に触れる機会の少ない子供たちを招待するぴっころシート事業等を実施しております。

次の4ページでございますけれども、概要、役員あるいは事務局等、法人の概要を示したものでございます。

5ページをお願いいたします。

決算報告でございます。

平成22年度の収支決算についてでございますけれども、まず、表の(1)収入の部でございますが、当期収入合計は、表側の(ア)の欄になりますけれども、事業収入あるいは受託収入等によりまして、4億2,800万円余となっております。

(2)の支出の部でございますけれども、先 ほどの事業あるいは管理費等によりまして、 4億3600万円余となっております。 当期の収支差額といたしましては、745万円余の赤字となっておりますけれども、前期からの繰越金1,520万円余りを加えた収支では、775万円余が次期繰越金となっております。

6ページをお願いいたします。

正味財産増減計算書でございますけれども、そこにありますように、経常費用の節減に努めておりますけれども、前年度に比べまして、事業収益あるいは受託収益等の減によりまして、正味財産の期末残高は、表の一番下にありますように、324万円余の減となっております。

7ページに、資産、負債、純資産の状態を あらわす貸借対照表、8ページに、すべての 資産及び負債の状況をあらわします財産目録 を計上いたしております。

以上が平成22年度の事業の概要及び決算の 状況でございます。

次に、平成23年度の事業計画と予算について御説明いたします。

9ページをお願いいたします。

事業計画についてでございますけれども、23年度は、第2期の指定管理の3年目といたしまして、引き続き県立劇場の管理運営業務を行うとともに、(2)の舞台芸術を中心といたしました文化事業を実施することによりまして、芸術文化の振興を図ることとしております。

最後に、平成23年度の予算についてでございますけれども、10ページをお願いいたします。

収入の部、支出の部書いてございますけれども、収入合計、支出合計、それぞれ表の(b)の欄、(C)の欄にありますように、4億5,400万円余で、平成22年度に比べまして3,680万円余、約8.8%の増となっております。これは退職者3人分の退職手当引当資産からの取り崩し支出が大きな要因でございます。

財団法人熊本県立劇場の経営状況の報告は

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○中川交通政策課長 交通政策課でございま す。

資料の20ページ、報告第7号、天草エアラインの経営状況について説明させていただきます。

お手元に別添資料を配付させていただいて おりますので、そちらを使って説明させてい ただきます。

まず、1ページをお開きください。

平成22年度の事業についての説明でございます。

就航から11年目に当たります平成22年度につきましては、10月11日までは熊本一神戸線を1往復、12月15日からは熊本一大阪線を1往復運航いたしております。

一方、31日間の運休を伴う構造検査という 大型の整備があったことなどから、運休・欠 航便数は前年度から285便の増加となり、利 用者数は、前年度を1万人余り下回る6万2, 357人となりました。利用率も、前年度を1.7 ポイント下回る52.1%となっております。

2ページをお願いいたします。

2ページから3ページにかけましては、会社の概要でございます。株式の状況等について記載いたしております。

4ページをお開きください。

収支決算について御説明申し上げます。

平成22年度の売上高は6億4,514万1,260 円、うち旅客収入は5億5,000万円余となっ ております。前年度より約7,600万円減少し ております。

一方、営業費用のうち売上原価は8億8,25 6万円、販売費及び一般管理費は9,429万円と なります。その結果、営業損失が3億3,171 万円余となりました。

なお、県及び地元自治体からの補助金等3 億5,400万円を特別利益に計上したことなど によりまして、税引き後の当期利益は1,795 万4,697円となっております。

5ページをお願いいたします。

貸借対照表について記載いたしております。

まず、資産の部。流動資産は3億6,200万円余でございます。固定資産は1億9,900万円余でございます。繰延資産は512万円余でございまして、資産の部合計いたしまして5億6,675万6,784円となっております。

次、負債の部でございます。流動負債、2 億7,900万円余でございます。固定負債、1 億1,390万円余でございます。負債の部合計 3億9,370万8,230円となっておりまして、純 資産の部合計が1億7,304万8,554円となって おります。

次、6ページでございます。

期末現在の財産目録について記載をいたしております。

次、7ページをお願いいたします。

23年度の事業計画でございます。

本年度につきましては、前年度と比べ機体整備等による計画運休は少ないものの、年度当初の震災の影響もありまして、引き続き厳しい経営環境が見込まれております。したがいまして、地元の天草空港利用促進協議会等と一体となりまして、一層の増収、利用促進に取り組む所存でございます。

具体的には、まず主な整備としまして、5,000飛行時間ごとに行います機体のC整備、1万500時間ごとに行いますプロペラのオーバーホール等が予定されております。

利用促進につきましては、アウトバウンド 対策のみならず、天草へのインバウンド対策 等の強化を図る所存でございます。

8ページをお願いいたします。

本年度の収支予算の見込みでございます。

まず、営業収益につきましては、前年度に 比較し計画運休が少ないため、旅客収入を若 干多く見積もっておりまして、売上高7億2, 200万円余を計上いたしております。

営業費用につきましても、整備費の減によりまして売上原価は8億2,100万円余、販売費、一般管理費と合わせまして当期の営業損失は、1億9,200万円余の損失を見込んでおります。

一方、補助金収入も2億3,900万円を見込んでおりまして、当期の純利益は4,170万円余を見込んでおります。

以上報告を終えさせていただきます。よろ しく御審議のほどお願いいたします。

○浜田財政課長 説明資料の21ページをお願いいたします。

報告23号、平成22年度決算に係ります熊本 県財政の健全化判断比率及び公営企業の資金 不足比率の報告でございます。

別紙として、A4縦の冊子をお配りさせていただいております。その中に、平成22年度決算に基づく健全化判断比率の概要についてという1枚紙をおつけしております。この概要ペーパーで説明したく存じます。

それでは1枚紙の方をごらんいただきたいと思います。

ペーパーの冒頭にございますとおり、これらの指標につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定によりまして、監査委員の審査に付し、その意見をつけた上で議会に報告するとされている指標でございます。

真ん中ほどに表がございます。この表をごらんいただきたいと思いますが、上段と下段に分かれております。上段の方が、自治体財政の健全化を図る指標として、4つの指標を掲げております。下段の方は、公営企業の経営の健全性、これを図る指標として、1つの指標ということが設けられております。上の方から順次御説明をさせていただきたいと思います。

まず、自治体の方でございますが、上から

1番目と2番目でございます。

実質赤字比率と連結実質赤字比率でございます。一般会計への赤字あるいは全会計を対象とした赤字、これを見るものでございますが、いずれも赤字が生じておりませんので、指標に該当はございません。

3番目と4番目でございます。

実質公債比率でございます。これにつきましては、説明欄のとおり、一般会計が負担しますこの公債費的なものの割合、これを示すものでございます。22年決算では、15.2%と、昨年度に比べて0.7%悪化をいたしております。

また、4番目でございますが、将来負担比率でございます。将来負担します債務負担行為等々、こういったものも合わせまして標準財政規模にどれだけのシェアを占めるかという割合でございます。これについては、昨年が231.5%でございましたが、若干改善をいたしておりまして、217.3%というふうになっております。

それから、下段に参りますと、公営企業の 資金不足比率でございます。

米印で小さく書いてございますが、対象となる公営企業会計は、そこに掲げているとおりでございます。いずれの会計とも資金不足は生じておりませんで、この指標に該当はございません。

参考までに、右側の欄に、早期健全化の基準値あるいは財政再建に取り組むべき基準値、これを掲げておりますが、いずれの指標とも、この基準値には該当をいたしておりません。

なお、今回の議会の報告に先立ちまして、 監査委員の審査に付しておりますけれども、 いずれの比率も正確に算定、作成されている ものと認められる、今後なお一層の財政の健 全化に努めていただきたいという意見をいた だいております。

財政課は以上でございます。よろしくお願

いいたします。

○佐藤雅司委員長 以上で執行部の説明が終 了いたしましたので、議案等について質疑を 受けたいと思います。質疑はありませんか。

○大西一史委員 今の財政課にちょっとお尋ねですけれども、1つは、この報告の中で、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率等の概要というのがありました。

これについては、全体の早期健全化比率という意味では、この数値と比べると、ここまでは至っていないということで、おおむね合格というようなことが言えるんだろうというふうに思うんですが、これは全国の各都道府県でもやっていると思うんですけれども、これと比較した場合の水準というのは、大体何位ぐらいにあるというふうに考えればいいんですかね。

○浜田財政課長 この資料につきましては、 本件でただいま報告したばかりでございまして、全県的な取りまとめ作業についてはまだ公表に至っておりませんが、我々独自の調査といたしましては、いずれの比率も全国の中位というように位置づけられるというふうに把握をいたしております。

ただ1点、委員から御指摘がございました、これをもって財政が健全なのかという話でございますが、これはあくまでも早期健全化に着手しなければならないという、いわゆるもう赤信号の一歩手前の指標でございます。これをクリアしたからといって、財政がいい、悪いという判断ではないというふうに思っております。

○大西一史委員 ということで、結局、これ は全体で見ると中位だけれども、まあ真ん中 ぐらいということですけれども、結局、この 健全化判断比率というのは、もうこれは最悪の状況を示すものなんですよね。まあ、これは言わずもがなで、今追加で答弁していただいたのでちょうどよかったんですが、そういう認識を持っていただかないとやっぱり困るなというのが私の認識であります。

やっぱり今回起債もされて、これは災害の 復旧債ということでありますから、まあこう いうことであります。今後も、なかなか資金 が足りなくなってくるというような状況が想 定されたときに、やっぱり財政の健全性とい うのとの比較というのは非常に重要になって くると思うんですよね。

もう一点ちょっとお尋ねをしたいんですけれども、今回はこれは災害復旧債で、ほとんどこれは財務省とか、地方公共団体金融機構あたりからの借り入れということになるというふうに思うんですが、市場公募債も当然県は発行をしているわけで、大体今まで財投改革によって資金も民間資金に随分シフトしてきているわけですよね。そうなると、県の財政力、こういったものが、健全化というのが一つの指標になるというふうに思うんです。

それで、この指標については、格付機関が それぞれ格付をしていると思います。これも 何度か過去にお尋ねをさせていただいている と思いますが、現状の熊本県の格付といいま すか、これは大体どんな状況にあるのか、教 えていただきたいと思います。

○浜田財政課長 ただいま県債の調達についての、熊本県の格付についてお尋ねがございました。

若干前置きをさせていただきますと、この 県債の調達につきましては、3種類の調達方 法があります。おっしゃったように、政府資 金を借りるという、これは長期で低利の資 金。ただ、これは財投改革によって非常に資 金の全体像が圧縮されております。もう一つ 目は、民間資金の中で、銀行等々から相対で 借りる、我々が、県民が銀行から借りると同じ方式で借りるというやり方もございます。 最後に3点目が、指摘ありましたとおり、市場公募債という形で、熊本県が証券を発行して市場で消化をするというやり方がございます。

熊本県につきましては、財投改革がなされてから、かなり早い時点からミニ市場公募債を発行し、そして、この本格的な市場公募債に突入してまいりました。各資金について、バランスをとりながら資金を確保しているという状況にございます。

お尋ねの格付の話でございますが、実は、 現在、これは国内の事情でございますが、国 内資金というのが非常にあふれていると言う とちょっと語弊がありますが、そういった状 況にございます。その中で、非常にBISの リスクといいますか、銀行が保有するときに リスクがゼロの国債あるいは地方債というの は、非常に優良な資金の消化先ということに なっておりまして、結論から申し上げれば、 非常にいい水準で推移をしております。

格付がどの辺かということをちょっとイメージしていただくために他県の例をとりますけれども、例えば静岡とか大分だとか、我が県より財政力指数が高いところ、ここら辺と遜色のない条件で今発行ができているという状況にございます。

○大西一史委員 この辺の発行、一応これは 総務省なりなんなりが、ある程度暗黙の政府 保証という形でやっぱり保証しているから、 ある程度今の信用力が高いんですけれども、 やっぱりその範囲内。

ただ、これも、将来的に、20年、30年という、今からのこういういろいろな地方財政改革によって、やっぱり大きないろんな変動要因があるというふうに見込んでいる人たちもいらっしゃいますので、これは財政再建戦略というのをまだ取り組み中で、非常にまだ完

全によくなったという状態ではないという厳しい認識をしながらも、やっぱりいろんな、災害復旧であるとか、きのうも防災対策特別委員会でもいろいろ議論がありましたけれども、やっぱりどんどん先手を打っていかなきゃいけないような投資もしなきゃいけないわけですね。だから、やっぱりそういう意味では、経営感覚をどれだけ高く持つかという、この意識を全庁的に持っていただくということが必要だと思います。

ですから、これは、ただ単純に健全化判断 比率の――まあ、今回はこれは法に基づく議 会への報告ということでありますけれども、 これで大丈夫だというふうにとらえずに、緊 張感を持ってやっていただきたいということ をお願いしておきます。

以上です。

○佐藤雅司委員長 ほかに質疑はありません か。

○前川收委員 じゃあ一つだけ、予算全体の 話なんですけれども、代表質問で我が党の西 岡県議の方からも御指摘がありましたけれど も、平成23年度いっぱいで切れる基金事業が ――この中にも当然入っていると思いますけ れども、幾つもあって、その後、23年度いっ ぱいで基金が切れたら、余った分は国に償還 と、戻せという話でありますし、それをぜひ 延長、拡充していただきたいという動きは、 我々の政治マターでも、また皆さん方の知事 会等々でも訴えていただくという話になって いますけれども、世の中によく見えていない のが、もともと既存事業であった予算、つま り、例えば私がよくわかっている部分でいく と、林業関係の林業構造改善事業という予算 があって、そういう予算というのは、もとも と21年の景気対策の前から、通常予算とし て、国の補助事業としてあったわけですね。 それを21年度の基金ができたわけで、その基 金の方にのせた方が運用しやすいということで、予算もたくさん来たわけですから、全部 今まで通常あった予算というのを基金にのせてしまって、基金で運用してきたと。

結果的に、23年度で基金が切れるというこ とになると、通常21年以前あった予算まで含 めて基金がなくなることによって、その事業 がなくなるという予算が幾つかあるというこ とを聞いておりまして、この部分は最低でも ――私は、もともと基金はもっと必要だとい うふうに思っていますから、基本的には延 長、拡充していただきたいというのが基本べ ースなんですけれども、こういった部分が、 基金にのみ込んでしまった部分がよく見えな くなってしまって、基金は経済対策だからな くなるのは仕方ないという話になってしまう と、これは大きな間違いであって、経済対策 以前の分から予算化されていた、国が負担し てきた部分というものまで一緒になくなって しまうということについてが、なかなか見え にくくなってしまったという状況だと思って います。

私が調べたらそれがわかったわけでありますが、そのことについての現状認識、幾つぐらいあって、それについて、これは各省庁マターでそれぞれまたがる話と思いますけれども、やっぱり国全体でやられた景気対策に基づく基金を使っているわけでありますから、その辺に対する現状はどうなっているのか。また、省庁の中でどういう動きがあっているのか。

もちろん、基本は、さっき何回も言っているとおり、延長、拡充なんだけれども、仮にそれができないとしても、もともとあった分は残せよというのは、これはもう当然の話でありますから、その辺の交渉等々がどうなっているのかについて、お話を聞かせていただければと思います。

○浜田財政課長 それでは、財政課の方から

概要について申し上げたいと思います。

経済対策で造成された基金、全体で20本ございました。その中で、今委員御指摘になりました、基金が造成される前に既存の国庫補助事業で施策を推進していたのに、その基金ができたときに、基金の中にすべて事業も予算も吸収されてしまった、すべてあるいは一部ですね。そういった基金が7本ほどございます。

この状況につきましては、県の各担当部局とも認識をして、いろいろ夏場から今にかけまして、国に対しても物を申してきたし、あるいは全国知事会の中でもこういった問題提起をさせていただいております。

ただ、国の予算のつくり方なんでございますが、当初、国も、非常に財政が厳しい中で、当初予算のシーリング、縛りが非常に厳しい状況にございます。そうしますと、国の各省庁、どういった形でその基金をつくってくるかというと、やはり補正の中で経済対策として基金をつくってきた、その中に既存の事業も移しかえてくる方が、非常に有効に全国的に事業が展開できるということもあって、そういった手法をとってきたという状況にあると思います。

ですから、委員御指摘ございましたように、今の既存事業を吸収してしまった基金が、今回基金の消滅とともにすべてなくなってしまうということになると、熊本県の財政あるいは各部局の施策にとって、非常にやっぱり問題点は大きいものだというふうに思っております。

現時点で――今3次補正が国の方で動いておりますけれども、この中の状況は毎日とっております。現時点で、この基金を存続するという情報が入っておりますのは、社会福祉の施設整備の耐震化の話でございますとか、緊急雇用の住まい対策分でございますとか、ごく一部がそういった情報が入ってきていますが、あとはほとんど未定の状況でございます

す。これは、今後とも、今月末にたしか3次 補正が固まるのではないかと思っています が、そこまで情報の収集に努めていきたいと いうふうに思っております。

○前川收委員 今議会でも、各会派と調整の 上、意見書を提出という準備がされていると いうふうに思っておりますけれども、やっぱ り県民の皆さん方にも御認識いただきたいと いうんですかね、我々だけじゃなくて、全体 としてわかっていていただきたい部分は、経 済対策分は、プラスアルファでのってきたと いう部分と、もともとある、プラスアルファ 以前からあった部分が、このプラスアルファ の中に入ってしまってなくなってしまうとい うこと、このことが余りまだわかっていない というんですかね。多分市町村だって余りわ かっていないところが多いんじゃないかな と、県はわかっているけれども、わかってい ないんじゃないかと。そのことによって、非 常に大きな影響が出るということ、それは財 政課長がおっしゃったとおりであって、物す ごい影響が出ると思います。

ですから、その部分については、何としても地方挙げてやっぱり取り組んでいかなきゃならない。我々も、もちろん一議員として、しっかり取り組んでいこうと思っていますけれども、県庁も、やっぱりそのことをしっかり認識をいただくこと。それから、市町村に対する情報提供等々もやらないと、全然わかっていない状況のままで、あらと思ってふたをあけたらなくなっていましたという世界ではやっぱり困るというふうに思っています。

それから、もう一つ、現状認識のこれは違いだと思いますけれども、東北震災以降、やや景況感はよくなってきているというお話が、当然指標としては出てきておりますけれども、それでもマイナスなわけでありますから、リーマン・ショックがあって、その後に経済対策として大型予算が組まれたのがもと

もとの起こりだったわけですけれども、リーマン後の状況と今の状況と、そんなに私はよくなっているような、これは肌感覚なんですけれども、そういう感覚はないですね。ましてや、これだけの円高がずっと続いて、長期化してしまっている現状とかというのは、非常に大きなダメージが出てくるんじゃないかという心配もいたしておりますから、つまり経済対策がもうなくなっていい状況ですかということを、やっぱり世の中に問わなきゃならないときだろうと思うんですね。

そういった部分も含めて、単なる指標だけ で景況感がマイナスが少し少なくなっている という状況だけであって、リーマン以降やら れてきた経済対策というのは、3年間という ことでやってきて、本当は3年間継続で積み 増していく予定だったのが、政権交代によっ て1年だけしかなかったというのが――若干 の積み増しはありましたけれども、なかった というのが残念ですけれども、もともと何の ためにやったのかということに戻って考えれ ば、結果として景気対策でやったわけですか ら、その景気対策がもう必要ない状況ですか ということをもう一回問わなければならない んだろうというふうに思いますので、そうい った部分での情報発信ということ、これは東 日本大震災があって予算が要ることはわかっ ていますけれども、東日本大震災があるか ら、それ以外の地域は我慢しなさいという話 の中でやってしまえば、私は、逆に東北地域 に力を送ることができなくなってしまうと、 日本全体がよくなることによって東北に力を 注ぐという手法をとるべきだと個人的には思 っておりますので、そういった部分もしっか り県庁は――もともとそういう約束ですから ということではなくて、しっかり取り組んで もらいたいと思います。

ちなみに、ちょっと過激ですけれども、余った予算を戻すということになるときに、当 然議会の承認が必要だと思うんですね。それ を、もし我々が、議決だめだということになったときは、おもしろい話ですけれども、そんなことはないと思いますよ。ないと思うけれども、仮に戻せと言われて、入れるときは 県議会の議決で予算承認しているわけですね、入れたとき。出すときは要らないわけじゃないでしょうから、出すときに承認しないということは想定されていないと思いますが、仮にそうなったときはどうなります。仮にの話には……(発言する者あり) いや、できないことはないんですよ、我々は。議会として、これはだめだと言やぁだめでいいわけですから。そうなったときどうなるか。

○駒崎総務部長 前川委員から、日ごろから、そういうありがたい御指摘を含めていただいています。

最後の問いを含めて、少し総括的に話した いと思います。

まず、最後のお尋ねから申し上げますと、 今回の基金は、国からの交付金なり補助金と して来ていますので、法律的には補助金の適 正化法の適用がございますので、いついつま でに返しなさいという通知が来て、返さない となれば、適正化法に基づく手続が進んでい くことになると思いますので、そこは非常に 困った状態になりますので、ぜひ、もしそう いうことになりましたら、よろしくお願いし たいと思います。

- ○前川收委員 考えときます。
- ○駒崎総務部長 少し全体的な話をさせてい ただきます。

もう財政課長も答えましたし、繰り返しに なる部分があるかもしれませんが、委員から お話がありましたように、従前事業の振りか え分については、ここは執行部としてもきち んと主張して、従前事業は振りかえられたま ま、基金はもうなくなるということであれ ば、当該事業の行き場がないわけですので、 そこはきちんとやはり主張していきたいと思 います。

もう一つは、経済対策分として上乗せでなされた分について、ここが幾らか残っている分があるんですが、これは多少制度的な制約があって、使いにくいという部分がございます。そこは、やや現場感覚に欠けている部分があるんではないかということで、地方のわがままではなくて、現場の状況に即した使い方ということで、使い道の拡大とか、もう少し活用期限を延長するとかの要望はしてまいりたいと思いますが、その辺の抜本的な考え方については、ぜひ議会からも、政治的な意見として言う立場ででも御支援をいただければと思っております。

リーマン・ショックの関係がございまし た。リーマン・ショックのときに、非常に世 界同時不況になるんではないかということ で、日本の経済も底割れしないようにという ことで緊急対策が打たれたわけでございます が、幸いに危機的な状況は脱したかというよ うな状況かと思いますが、委員からお話があ りましたように、リーマン・ショックが起こ る前の小泉構造改革以来の地方の疲弊という 基礎的な状況、ファンダメンタルな部分は少 しも改善されていないというふうに認識いた しておりますので、地方の基本的な経済の状 況、景気状況、それから雇用の状況、そうし た事柄を改善していくためにも、ここは日本 全体が立ち上がっていくためにも、それぞれ の地方が活力を取り戻すことが大事かと思っ ておりますので、そうした要望もあわせて行 っていきたいと考えております。

政府への政策提案の中でも、そうした趣旨 のことも記載して申し上げておりますので、 いろんな場面で、議会からの声もいただきな がら取り組んでまいりたいと、そのように考 えております。よろしく御支援を賜りますよ うお願い申し上げます。 ○前川收委員 多分47都道府県、東京とか大阪はわかりませんけれども、我々と似たようなほとんどの44~45の多分都道府県では、同じような状況になっているんだと思いますので、ぜひ知事会等にもしっかりとした働きかけをしてもらいながら、全国運動を展開していただきたい。議長会にも、我が県議長を通じながらお願いをするということを我々サイドでもやっていきますので、ぜひよろしくお願いします。

以上で結構です。

〇岩中伸司委員 先ほど天草エアラインの報告をいただきましたけれども、これはかなり搭乗率も下がってきていて、これが一時的な現象の問題ではないような気がして、例えば22年度の分についても、機体の構造検査で31日間の計画運休を初めとして云々ということが書かれていますけれども、年間を通してここ10年ぐらいを見れば、こんな傾向がずっと続いているように見られるんですが、ここら辺の考え方はどう見ていらっしゃいますか。厳しいというのは、次の年度の計画も厳しいということが書かれているんですが。

○中川交通政策課長 交通政策課でございま す。

ただいま議員御指摘ありましたように、天草エアラインにつきましては、今お手元の資料の1ページに、参考までに、就航当初から22年度までの状況が記載してございます。御指摘ありましたように、なかなか利用率等が最近伸びていないということで認識しております。

これは、お話にありましたように、機材の 運航時間等が延びますと、先ほど御説明しま したように、何時間ごとにどういう点検をし なさいという項目、重整備と呼んでおります が、こういうのがふえておりまして、計画運 休がふえているのは事実でございます。

また、ここ最近、天候不良が続きまして、 運航のトラブルということで欠航便も残念な がらふえておりまして、そういうことが重な った結果、就航率が余り伸びずに、結果とし て利用率も伸びないという状況が続いてい る、こういうふうに認識しております。

今後につきましても、ある程度の重点的な整備というのはやっていく必要がございます。ただ、その中において、私ども、地元と一体となりまして、利用促進、特にアウトバウンドだけに限らず、インバウンドも含めて就航率を上げる努力を続けていきたいと思っております。

以上でございます。

○岩中伸司委員 確かに、大変苦労されて、 非常に努力をされている部分があるし、私 は、この天草空港が建設されるときからそう ですけれども、離島対策というか、そこに住 んでいらっしゃる方の利便性を図るという、 徹底的にそういうふうな考え方のもとに立っ ていかなければ、これはもう将来ずっと赤字 が続いていって、公費が投入されていかなけ ればならないそもそもの仕組みになっている と思うんですね。

これを受け、担当の方は、今それを何とか 努力をしたいと。今年度の分についても、や っぱり補助金頼みというか、こんな形で最終 的な当期純利益はプラスになるような形にさ れているんですが、その経過については、大 変やっぱり問題があるなというふうに思いま す。

ですから、先ほどの説明でも、機体の検査なんかは、これは当初からわかっていることだろうし、先ほどの説明があった、何時間ですか、5,000時間に1度の検査を必要とするとか、いろんな報告がございましたけれども、そういうのは当初からわかっている問題だろうというふうに思うですね。ですから、

この天草空港問題については、全体の人口が 減少した部分も、結構この減少には関係して きているんですかね。人口減少との関係は。

〇中川交通政策課長 天草の人口、今約10万、それを少し切っているというふうに認識しておりますが、就航当初から比較しますと、人口の方はやはりあわせて減少いたしております。それは、島民の方のアウトバウンドの利用が伸びないというのが、やはり売り上げが伸びない背景に大きくあると認識しております。

以上でございます。

〇岩中伸司委員 私の感想ですけれども、私 も、松山線があるときに、熊本から乗ってい ったんですね。着陸寸前に、この飛行機はも うこのまま墜落しはせんどかというぐらい揺 れたっですよ。本当飛行機に乗って、あれは 初めてあんな恐ろしか目に遭うて、こら乗ら れんばいなと、そういうことがあったんです けれども、それは日ごろはそんなことはあん まり――やっぱり日ごろの心がけが悪かつか なと思いながら反省はしたばってんですね。

そういう、またこれに乗って、便利な、時間的な短縮ができるので、これに乗って行こうというような、そんな思いになっていかなければ、いかにやっぱり努力をされても難しいなというふうに思うんです。

その苦労は大変わかりますけれども、そも そもこの建設のときからこういう状態になる というのは想定され――いつか私は建設途中 で視察に行ったときに、当時、だれと言うと いかぬけれども、自民党の人だったけれど も、これはつくるまでが目的たいというふう な話を、まあ冗談まじりにあったんですけれ どもね。そんな形でやっぱり空港が建設され ていった経過もあると思うんですね。

ただ、そこに住んでいる方は、利便性が高 まったという便利な部分はありますので、単 なる費用対効果だけで物事をはかっちゃいか ぬと私はそれは思いますけれどもね。大変御 苦労でしょうけれども、ぜひいろんな意味で 考えながら、振興策を考えていっていただき たいというふうに思います。

○佐藤雅司委員長 要望でよろしゅうござい ますか。

○岩中伸司委員 はい、要望でいいです。

○前川收委員 今岩中議員からお話がありましたけれども、私もあんまり見てなかったんですけれども、この利用率というのが、いわゆる搭乗率と言うんですかね、そういう意識で見ればいいのかなというふうに思いながら、この表を見ておりました。

それで、決算の状況、収支決算書を見た場合、固定費が相当かかっておりまして、営業損失がいきなり出てしまうということで、売上高以上に売上原価がかかっているという状況がこの表で一目瞭然なんですけれども、この利用率がどこまで上がれば、売上原価以上の営業収益を上げ、また、一般的な固定的な販売費、一般管理費を追い超して通常的に利益を出すことができるラインなのか。

そんなことはあり得ないと思いますけれども、100%常に搭乗率であっても赤字ですというようなことは、それはあり得ない世界だと思いますけれども、そういう何か試算はなさっていらっしゃるのかなと思って。

一般であれば、民間企業であれば、当然のこととして、営業原価と一般管理費を引いて、これだけ売り上げなければ会社はもちませんという話になるから、これだけ売り上げを上げるためには、就航率を高めることもそうでしょうけれども、絶対的に休まざるを得ない条件もありますし、それは天候の状況もあるから、そこを差っ引いて、それで考えていけば、常に70%なり、80%なり、90%なり、90%なり、90%なり、80%なり、90%なり

という、搭乗率というんですか、利用率ですか、ここで言うならば。それがあれば、大体 採算ベースに乗りますという計算があってしかるべきですけれども、それはあるんですかね。

○中川交通政策課長 交通政策課でございま す。

この数字をクリアすれば赤字は絶対発生しないという数字を手元には持ってはおりませんが、ただ、会社等と日ごろから常にそういう話を実はしておりまして、就航当初の利用者数が8万を超えている当時、利用率が70%を超えている時代がございました。このころは整備費がそんなにかさんでおりませんでしたので、数字はそんなに悪くありませんでした。

議員御指摘のように、これだけ――人件費と一般管理費とかなり抑えてきているんですけれども、一番重たいのはやはり整備費でございます。これがもう数億ベース。エンジン1つ調子が悪くなると、1本で8,000万以上という、かなり大がかりな整備が必要になりまして、これが数億というのが最近かさんできております。

利用率と、あと料金を幾らいただくかというのを相関が出てまいりまして、利用料金を上げれば、今の数字で、利用率である程度、例えば7割とか、65とかになればペイするというのはもちろんあるんですけれども、そうなりますと、お客様がどうしても乗っていただけないと、今の競争の中では。そうなるものですから、今の料金体系のままでしたら、やはり80を超えるような数字でないと、なかなか決算上のいい数字は出ないと思います。それは、そういうことで認識しております。

○前川收委員 すぱっとその辺は答えが出る かなと思っていましたけれども、なかなか固 定費がかさむのは、機材が古くなれば、当然 年々ふえるという世界になるのは常識だと思っていますし、さっきおっしゃったように、料金を上げれば使う人が減ることも、これはまた常識の世界ですから、そういった中で、11年たって、機体も古くなって、固定費もかかってきているという状況の中で、どうやれば収支改善できるかという部分についての目標設定を、もうちょっと明確にお持ちいただくことは当然のことだと私は思っています。

県が政策的な部分でこの天空をつくったこ とは、これは事実ですから、ある面、インフ ラとして維持していかなきゃならない使命感 もあります。とはいえ、運航につきまして は、いわゆる会社としてやっていただくわけ ですから、後ろに県がいるから大丈夫だとい う意識を持たれては絶対的に困るわけであり ますので、そういった何か経営分析をきちっ とやって――もちろん会社の方はやっている のかもしれませんけれども、補助金を出して いる県の方も、やっぱりそこはきちっとした 経営分析をやらなきゃならないでしょうし、 場合によっては、僕はそんなことはあり得な いと思うけれども、搭乗率80%というのは、 普通の民間でもかなり高い数字だと思うんで すよ。80%、よくわかりませんけれどもね。 それを常に維持しないとペイできないとい う、採算が出ないということは、もうかなり 厳しいところに来ているということだと思う んですね。

となれば、機材の更新を仮にすれば収支が 見込めるようになるのかとか、あとは、中古 だけど買ってきてもいいじゃないか、更新は 更新としても、中古でもいいじゃないかと か、あと路線の開発とか、我が党の池田先生 からの御提案もありましたけれども、コミュ ーターのハブ化ということで、天空を使った らどうだというような、そういう経営改善に 向けた、何というか、検討を――今をどう維 持していくかだけでいったって、これはこの ままずっと行くと、多分悪い方向に、固定費 は上がっていくことは間違いないわけですから、まあ飛行機の寿命がどのくらいか私は知りませんけれども、いずれにしても、時間がかかれば――ことしはいいですと、定期点検がないから、来年またやりますと、何かその話でしょう、どうせ。その辺のところをやっぱりしっかり抜本的に考えていくという時期に来ていると思います。まあ、考えていらっしゃると思いますけれども。

どうですか、企画部長、その辺の感覚は。 何かお持ちですか。

○坂本企画振興部長 御指摘のとおり、今の 機体の負っている検査、維持のためのコスト を考えると、今80%という数字がありまし た。いろいろ前提条件をつけて、まあ東北ま で飛べばお客さんがふえるかどうかわかりま せんけれども、ぴしゃりと何%とかはありま せんけれども、相当乗っても、いわゆるAN Aのように人が乗っても黒字化しないような ラインになっている。

岩中先生おっしゃるように、あるいは前川 先生もおっしゃられました。これは、もとも と地域の道路網がきちんと整備されていない 天草地域のために、きちんとした足を設けよ う、ある意味で経過的、道路ネットワークが できるまでの経過的なものとしてつくったわ けですけれども、道路ネットワークの整備が 今の道路予算の状況で非常に遠のいている状 況の中で、片や1機の天草エアラインで足を 稼ごうというビジネスモデルが破綻している 状況の中で、抜本的なことも含めて考えてい かなきゃいけない状況にあると思っておりま す。

そうした中で、一昨年来、私どもがやっている努力の一つは、この1機でエアライン会社を回していくというビジネスモデルというのは、もともと難しいということはわかっていたわけで、10年たってもこういう状況にあるという中で、どこかほかのエアラインの会

社と経営的に連携していく、あるいは統合していく、あるいはほかのエアラインに委託運航していくというようなことも選択肢に入れていかないと、コストがかさむばかりじゃいかぬのじゃないかということで、実は九州あるいは沖縄の各エアラインの会社を回って意見交換などもしています。

御案内のような経済状況でございますので、どこの会社もなかなか厳しゅうございますので、ぴしゃりとしたことはございませんが、さまざまな選択肢を視野に入れて、天草の足の確保と、それから負担等に要する税負担のバランスというふうなことをきちんと考えていかなきゃいけないという状況に来ていると認識しております。

#### ○前川收委員 やってください。

○大西一史委員 関連して、ちょっと今いろいろ答弁ありまして、これも本当に抜本的な対策をとろうと思うと、本当に難しいと思います。私も、今回の一般質問でも池田議員の方からも出ましたけれども、コミューター航空との連携というのは、去年かおととし、この委員会でずっと申し上げてきたことでもあります。

それを具体化するに当たっては、やっぱり 国の方とのいろいろ――そういう離島を結ぶ ようなコミューター航空会社というのは、非 常にどこも経営が厳しいという状況がありま す。ですから、これを統合することによって メリットが生じるから、そういう意味でも国 が主導的に支援をしてもらいたいというよう なことを、やっぱりぜひ要望していただきた いと思うんです。

実は、たしか多分前中川課長の方からお聞きしたと思いますけれども、そういう動きは 国の方があったんじゃないですか、どうですか。 〇中川交通政策課長 今議員御指摘ありましたように、地方の我々と同じような環境にありますコミューター航空を抱えているところは、同じような悩みを抱えております。地方のコミューターのあり方について検討する場というのも、全国的に、国交省も一緒になりまして勉強会をやっておりました。

ちょうどどこの会社も機材の更新時期等も 近づいておりますので、そういう抜本的な問 題を解決するために、機材の共同保有機構を つくったらどうかというような勉強の成果も 出ております。

私どもも、そういう国の動きを十分承知しておりますので、その動きを早く進めてもらいたいということで、働きかけは続けているところでございます。

○大西一史委員 今の話にあるように、これはやっぱりなかなか単独でということは難しくて、全体的なスキーム、効率化も含めたところでスキームをつくっていく中で、やっぱり国の支援、そういった旗振りというのも必要だろうというふうに思います。ですから、そういったことも含めてぜひ考えていただきたい。

実際、このビジネスモデルが破綻しているということは、今企画部長が答弁をいみじくもされましたけれども、これはもともと熊本一天草90分構想というのがある中での一つの一環でもあるわけですよ。ところが、この事業内容、7ページを見ていただいてわかるとおり、運航計画、これは天草一福岡3往復、天草一熊本は1往復しかないですね。

実際、地域の足という、天草と熊本を90分構想の中の一環の一つの手段という意味でも、非常にこれはもう厳しい。しかも、今新幹線で熊本一新大阪間が非常に伸びているということは、これは報道でも明らかなとおりですけれども、ここで熊本一大阪を飛ばしているという現状もあるということを考える

と、やっぱりどう考えてもなかなかやりくりは厳しいというふうに思われます。

ですから、本当に抜本的なことを考えるという意味では、そういう国も含めた全体的な動きを今から、我々も一生懸命政治活動の中で訴えていきますけれども、執行部側もぜひやっていただきたいということをお願いしておきます。

以上です。

○磯田毅委員 ちょっとエアラインだけの話 になって申しわけないんですけれども、さっ き坂本さんがお答えになられたとおり、事業 の目的、そしてその効果を考えると、今から 先の将来の長期のビジョンを考えると、人口 がこれだけ減ってくるというのは――厚生労 働省が出した長期の予測を見ますと、2040数 年にはもう1億人を割ると、そして今世紀中 には5,000万人を割るというような人口の予 測がありますけれども、県内のそういった人 口、経済の一番もとになる人口、それから考 えると、いろんな――まあ、天草空港もそう ですけれども、県のいろんな事業に関して も、財政健全化とさっき話がありましたけれ ども、それに関連づけた、そういう長期のデ ータというのはありますか。

○佐藤雅司委員長 どなたか今の御質問に… …。

○磯田毅委員 そこが一番肝心ですね。将来、経済の大きさがどう変化していくのかというのを考えると、一番大きなファクターというのはやっぱり人口だろうと。人口がどう変わっていくのか、特に天草とか僻地と言われるところほどその人口の減少率というのは高いわけですから、そういう中で、事業の長期的な展望とか企画とかいうのが、その中にそういうものがあるのかというのがあれですけれども、実際にそういうデータがあります

かと。

○佐藤雅司委員長 ちょっと関連のようで関連じゃないような気もしますが、中川課長、 今の感じでエアラインの関係で、人口減に対する、まあ全体的なものでしょうけれども。

#### ○坂本企画課長 企画課です。

人口の今後の状況、動態につきましては、 県独自で分析、推計をしているものというの は特段ございません。ただ、全国のそういう 資料がありますので、先ほどもお話にありま した、今後50年、100年、今世紀中に5,000万 切るというような、そういったデータにつき ましては国の方から出ておりますので、そう いう中で地域ごとの分析もデータとして出て いるものがありまして、そういうのを参考に しながら資料として見ることは可能です。た だ、県独自として、それを分析、例えば天草 地域が今後将来的にどう変化していくのかと いうのを、具体的に分析をしているというも のではありません。

○磯田毅委員 具体的に、じゃあ天草の人口が――これは平成12年だったですか、12年のときの人口と今の人口はどれくらい差がありますか。11年前、このデータだけでいいです。

○佐藤雅司委員長 正確な数字、わかる方。 ちょっとそれは後で、データはすぐ調べられると思いますから。天草の人口の最近5年、10年の推移をちょっと調べとってください。じゃあ、ちょっと後で、済みません。

〇岩中伸司委員 私の考え方がどうかちょっとわからぬばってん、総務部長、どがん考えなはるかちょっと聞きたかばってんですね。

天草エアラインに関連して、これは交通政 策課の問題だけでなくて、たしかこれが計画 が出されて、ずっと事業が進んでいるときの私たちに対する資料というのは――すべてがそうですけれども、今建設でこれだけかかっていると、5年後にはこんな形になって、10年後にはやっぱり赤字をクリアして黒字になるとか、こんな計画、私も正確には覚えてないんですけれども、この天草エアライン、天草空港の問題についても、そういう形で出発をしているんじゃないかなと思うんですね。

おれんじ鉄道もそうですよね。これは後で報告があるようですけれども、これもきちんと、年々積み重ねていったら、何年後は黒字に転化しますという計画ですべての事業が一一これは、県の職員の皆さんは頭がよかけん、私たちはすぐだまされるですもんね。本当すばらしい計画が立てられて、なるほど、こうなればいいなということを思うんですが、計画を立てる段階から、本当は執行部の皆さんも、これは先はこうなっていくだろうということは予測しながら、いい方向の資料ばっかり出してくるような傾向にあるような気がして仕方がないんですね。天草空港なんて、本当その典型的なやつと思います。

ですから、私は、その事業が必要で、天草の人たちにとって必要なことなら、ずっと営業――先ほど言うように、費用対効果とは関係なくて、生活のために必要なんだということで認識をしながらその事業を進めていく、県民生活にとってはやっぱり絶対必要なんだというふうな、そういう意味で政策が進められていくというふうなことにならんといかぬなと。

ですから、今後の事業も、やっぱり5年後、10年後はきちんと、採算は合いませんよと、しかし、これは県民生活にとって必要なんだというような、そんなやっぱり計画が提案されて、よし、それでよしというような議会の議論を経た結論になるのか、ああそれはだめよとなるのか、そんな何か計画性がほしいなと思うんですが、部長、その辺はどう考

えられますか。

○駒崎総務部長 総務部長にという御指名で したので、手を挙げさせていただきました。

私も、財政課で長く仕事をした経験がございますが、確かにおっしゃるように、県の事業も、それから他県の事業、市町村の事業含めて、基礎となる集客予想とか利用者の予想とかが、ややもすれば過大に見込んで、経費は少なく見積もって、収支がつり合うだろうという見込みのもとで進めてきた例がなくはないと思います。

その辺につきましては、今委員御発言がありましたように、採算性についても、今後厳しく見ていく必要があるかと思っております。最近の例ですと、収支の予測については、随分かたく見るというふうな傾向が出てきているとは思っております。

余談になるかもしれませんが、環境生活部のときに、公共関与の産廃処分場をつくりますときも、蒲島知事から、何回も収支の見込みが甘くないかということで、一つ一つの数字の根拠を聞かれて、非常に1つの数字に2~3枚の資料というような形で詰めた資料をつくっていって、最終的にどれだけの受け入れ容量にすれば採算ラインに乗るかと、ごみの発生量といいますか、それも一番低い値で見込んでいくというような作業をしたことがございます。

最近の例でいきますと、そういうふうに収 支を非常にかたく見積もってきているという 例が出てきているのではないかと思います。 これまでの反省にも立って取り組んでいるか と思いますが、これまでの例を十分踏まえな がら、今後事業に着手する時点では、公共事 業なんかもB/Cを厳しく見るようにいたし ておりますので、検討してまいりたいと思い ます。

1点、天草エアラインについて若干の補足 をいたしますと、当初、平成元年ごろ、全国 のリゾート法というのができまして、全国的 に観光産業で日本の経済、経済のソフト化と いう流れに乗って振興していこうというふう な動きがございまして、天草空港につきましても、リゾート開発の一環、天草もリゾート 法の適用を受ける地域に指定を受けまして取り組みました。

そのときには、ホテルとゴルフ場と空港がいわば3点セットという形で構想がスタートいたしましたけれども、用地買収が困難というようなこともありまして、ゴルフ場とホテルというのは実現しないような状況になってまいりました。

そうした中で、空港をどうするかというときに、前川委員からお話がありましたように、90分構想の中で天草だけが満たしていないというような状況もございましたので、ここは当面90分になるような道路の開発も2~3年では困難という状況でしたので、最終的には空港でというふうな形になったかと思っております。

そのときに、企画部門と総務部門で議論しましたときには、天草五橋の例もございまして、天草五橋も、つくるときにはだれもが採算割れと思っておったわけですけれども、まあだれもがと言うと言い過ぎかもしれませんが、多くの人が採算割れ、もっと以前には、天草に橋をかけるというのは夢物語とふうなことも言われた時期もあったわけですが、ところが、開通しますと、天草五橋は、通行量が非常に予想を上回りまして、通行料の料金収入がどんどん入ってきましたので、有料で通行させる期間を繰り上げて、短縮して一借入金を償還してしまいましたので、繰り上げて無料化するというふうな事態が出ました。

そうしたことで、企画部門からは、経済予測、経済効果というようなことを見込める余地があるということで、最終的にスタートしたのかなと記憶いたしております。

現に、スタート時点では、ちょうど苓北火力発電所をつくっておりました関係で、九州電力の方がしばしば福岡から天草に直接飛んでくるというケースが多うございまして、福岡便が極めて好調でございましたので、スタートから数年間は非常に営業成績もよかったのかなと思っています。

先ほど中川課長も言いましたけれども、当初はエンジンのトラブルとか修繕ということも少ないということもありましたけれども、当初は非常に福岡便が好調だったということがあったかと思いますが、その後は、いろんな高速交通手段が発達した関係で、福岡便も必ずしも好調でないというふうなことで苦戦が続いているか思っておりますが、スタート時点ではそれなりの背景を持ってスタートしたのかなというふうに、天草エアラインに限っての話とすれば、そういった点もあるのかなという点を補足させていただきたいと思います。

以上でございます。

○岩中伸司委員 今部長の答弁で大体わかったんですが、うまいですね、やっぱりさすがに答弁は。

私は、そういう背景が確かに天草空港のときは、ゴルフ場やリゾート計画の中で、もっと観光客が来るだろうとか、そういう要素も加味しながら計画は立てられていった部分はあると思いますけれども、情勢の変化の中で、いろいろやっぱり経済的な問題を含めて、状況は変わっていくものという認識は持つわけですね。

ですから、当初の計画が、本当はそういう ふうな、どんどん伸んでいくだろうというふ うな計画で出されたと思うんですが、もう少 しやっぱり――先ほど部長答弁の中では、慎 重に今後もきちっとやると、財政の立場では そういうことの答弁がございましたけれど も、ぜひそういう――私は、率直にマイナス

面も含めて、県民の生活にとって必要ならば やっぱり提供してほしいというふうな思いで このことを今申しました。ぜひよろしくお願 いをしておきます。

○佐藤雅司委員長 先ほど、坂本課長、人口 はわかりましたか。人口の推移、どなたかわ かりませんか。それじゃ、ちょっと後回しに させていただきたいと思います。

ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

- ○佐藤雅司委員長 わかる、数字は。
- ○坂本企画課長 数字は今調査中です。済み ません。
- ○佐藤雅司委員長 じゃあ、後で、先ほどの 趣旨も含めて答弁してください。 ほかにありませんね。
- ○岩中伸司委員 1つだけ、この予算。

路木ダムに関するやつで、当初で14億9,00 0万か、予算が計上されながら、今回もさら に1億の補正予算ということなんですが、こ こら辺はどなたか説明を……

- ○佐藤雅司委員長 これはその他……(「絡んでいますね」と呼ぶ者あり)
- 〇岩中伸司委員 これは入っとらぬですかね、補正の中には。建設常任委員会の資料の中には書いてあったばってんですね。これは全体の……(「歳入からいけば入る」と呼ぶ者あり) 入っていませんか。入っとらぬなら入っとらぬでよかです。
- ○浜田財政課長 財政課でございます。

土木部の河川総合開発事業の中で、路木ダムの中のこれは本体工事に伴うつけかえ林道 工事、これで1億円の補正が出ております。 以上です。

- ○岩中伸司委員 これは補正で出とって、当 初のやつには何で出らんだったんですか。何 か――時間差を置いて出したつは。
- ○浜田財政課長 済みません、記憶の限りでは、平成24年度に完工するものを前倒ししたというふうに予算編成過程ではお聞きをしておりますので、当初にはのらなかったということでございます。
- ○佐藤雅司委員長 ほかに質疑はありません か。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○佐藤雅司委員長 これで質疑を終了させて いただきます。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第1号及び第3号から第5号までについて、一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

- (「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり) ○岩中伸司委員 予算だけ別に。
- ○佐藤雅司委員長 どの議案についてです か。
- ○岩中伸司委員 1号かな。今の関係。
- ○佐藤雅司委員長 それでは、一括採決に反対の表明がありました議案第1号について、 挙手により採決をいたします。

原案のとおり可決することに賛成の委員の 挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○佐藤雅司委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次の残りの議案第3号から第5号までについて、一括して採決をいたします。

原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤雅司委員長 御異議なしと認めます。 よって、議案第3号外2件は、原案のとおり 可決することに決定いたしました。

次に、本委員会に付託されました請願第6 号及び請第7号を議題とし、これについて審 査を行います。

まず、請第6号私学助成に関する意見書の 提出を求める請願について、執行部から状況 の説明を願います。

○五嶋私学振興課長 私学振興課でございま す。

請第6号私学助成に関する意見書の提出を 求める請願について御説明申し上げます。

この請願は、熊本県私立中学高等学校協会 及び熊本県私立中学高等学校振興協議会から のものでございますが、前者は県下の私立中 学校及び高等学校で組織する会、それと後者 はPTA等で組織する会でございます。

請願の趣旨は、私立高等学校等に対する私 学助成の一層の充実が図られるよう、政府及 び国会に意見書を提出していただきたいとい うものでございます。

私学助成につきましては、国において、交付税措置や国庫補助といった財源措置がなされておりまして、本県の本年度予算では、私学全体で約111億円、うち中高等学校関係で約84億円を計上しております。

このうちの多くは経常的な運営経費に対する補助でありますが、この助成は生徒数に応じて算定されますために、生徒数の減少は授業料収入の減少と経常費助成費補助金の減少につながります。この点が請願書の3段落目の訴えにつながっているものと思われます。

次に、4段落目についてでございますが、 公立高校の授業料が無償となったのに対しま して、私立高校は、就学支援金が支給される こととなったものの、依然として自己負担が 残っているところでございます。

また、5段落目は、学校施設の耐震化についてでございます。

平成23年4月1日現在、本県の私立中学、高等学校の耐震化率は56.3%にとどまっています。私立学校施設の耐震化に対する国の補助制度は、公立学校と違いまして、改築に係る補助がなく、また、耐震補強工事に係る補助率が公立学校より低い状況にございます。

したがいまして、県といたしましても、今 回の東日本大震災を踏まえまして、私立学校 施設の耐震化を推進するため、耐震補強工事 に対する補助率を引き上げるとともに、耐震 化のための改築工事を補助対象にするよう、 国に対して提案を行っているところでござい ます。

説明は以上のとおりでございます。御審議 のほどよろしくお願いいたします。

○佐藤雅司委員長 ただいまの説明について 質疑はありませんか。——なければ、これで 質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第6号については、いかがいたしましょうか。

(「採択でお願いします」と呼ぶ者あり) ○佐藤雅司委員長 採択という意見がありま したので、採択についてお諮りをいたしま す。

請第6号を採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤雅司委員長 御異議なしと認めます。 よって、請第6号は、採択することに決定を いたしました。

ただいま採択と決定をいたしました請第6 号は、国に対して意見書を提出してもらいた いという請願であります。

そこで、意見書(案)について事務局から配

付いたさせます。

(意見書(案)配付)

○佐藤雅司委員長 意見書は、この案のとおりでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○佐藤雅司委員長 御異議なしと認めます。 この意見書を、委員会として委員長名をも って議長あて提出したいと思います。

続きまして、請第7号消費税の増税に反対 する意見書の提出に関する請願につきまして は、国レベルの問題でありますので、執行部 からの説明は省略いたします。

次に、採決に入ります。

請第7号については、いかがいたしましょうか。

(「採択」「不採択」と呼ぶ者あり)

○佐藤雅司委員長 採択、不採択の両方の意 見がありますので、採択についてお諮りいた します。

請第7号を採択することに賛成の委員の挙 手を求めます。

(賛成者举手)

○佐藤雅司委員長 挙手少数と認めます。よって、請第7号は、不採択とすることに決定をいたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りをいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も 継続審査することを議長に申し出ることとし てよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤雅司委員長 異議なしと認め、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部からの報告の申し出が7件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた 後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、関係課長から順次お願いします。

○古閑人事課長 今回、本県職員が逮捕されましたことにつきましては、非常に申しわけなく、深くおわびを申し上げます。

今回の事件の概要につきまして、報告資料 に基づき御説明をいたします。

10月2日に警察が発表しました報道資料の内容に基づき、整理をさせていただいております。

該当職員は、土木部住宅課の35歳の職員で ございます。事件は、ことしの7月に、熊本 市内のホテルで、相手が18歳未満であること を知りながら、現金供与の約束をしてみだら な行為をし、児童買春児童ポルノに係る行為 等の処罰及び児童の保護等に関する法律に違 反した疑いにより逮捕されたものでございま す。

今後、さらに研修等の充実を図りながら、 法令遵守の意識を徹底させ、県民の信頼回復 に取り組んでまいります。

人事課は以上でございます。

○佐藤危機管理防災課長 危機管理防災課で ございます。

東日本大震災に係る地域防災計画の見直し 及び支援状況について御報告いたします。

別添資料をお願いいたします。 1 ページを お願いいたします。

まず、地域防災計画の見直し状況でございますが、1の見直しの実施方針のとおり、2つの方針で見直しを行っているところでございます。

1点目は、(1)の地震、津波の規模、被害 想定でございますが、これは本県で実際に起 こり得る県内の活断層による地震や雲仙の活 断層等による津波の規模や被害状況を想定す るものでございまして、専門的調査を行いた いと思っております。これにつきましては、 若干時間を要しますので、2カ年程度を考え ております。 また、2点目につきましては、これまでの 防災計画で十分でなかった大規模、広域的な 災害への対応について、今回の大震災等を参 考にして、早期に防災計画を見直すものでご ざいます。

2の見直しの検討体制でございますけれども、図の一番下にありますように、見直しのための検討委員会を設置しておりますが、この委員会では、見直しの素案を作成いたしまして、関係機関や市町村からの意見も踏まえまして、見直しの原案をつくって見直しにつなげていきたいと考えております。

現在の状況としましては、早期に防災計画を見直す分、ソフト対策が中心になると思いますけれども、見直しの素案作成のための協議を進めている段階でございます。

この協議の内容につきましては、2ページ から4ページにかけまして、7つのテーマに おきまして見直しの検討を進めている状況で ございます。

4ページをお願いいたします。

見直しのスケジュールをお願いいたします。

早急に実施すべき大規模、広域的な災害への対応を今年度中にまとめ、来年度の防災会議で計画の修正を行い、専門的調査による被害想定が固まります来年度に、これらを加味しまして最終的な見直しを実施する予定でございます。

5ページをお願いします。

復興支援の状況についてでございます。

支援状況につきましては、6月の本委員会 で報告しておりますので、本日は、現時点で の主な変更点のみを中心に報告いたします。

1点目と2点目につきましては、現時点でも継続して総合窓口を開設しており、また義援金等も引き続き引き受けておる状況でございます。

3点目の人的支援につきましては、(2)の 保健医療チームでございますけれども、南三 陸町自身の取り組みも進められていることから、9月末をもって当該チームの派遣を終了 したところでございます。

(3)の情報収集、連絡体制につきまして も、宮城県庁に専従で詰めるような業務が減 ってきたために、9月13日の派遣からは、東 松島行政支援チームの班長が宮城県庁業務を 兼務する体制へ変更しました。

また、6ページにございますとおり、(5)の行政支援の福島県分、それから(6)の塩害対策支援のポツ2つ目の長期派遣と新たな派遣等も開始したところでございまして、被災県のニーズに合った派遣を実施してまいるところでございます。

7ページをお願いします。

5点目の被災者の受け入れ状況でございますが、9月26日現在で県内の避難者数は107世帯244人となっておりまして、依然として横ばいから微増の傾向が続いております。

内訳を若干申し上げますと、岩手県6人、 宮城県58人、福島県88人、その他が92人でご ざいまして、大まかには東北3県から6割、 関東地域から4割の内訳となっております。

これらの方々に対しまして、公営住宅の提供、児童生徒の就学支援、被災者の就業支援等を、記載のとおり、実施しているところでございます。

このほか、これはやや前になりますけれども、7月3日には県内の被災者の交流会を開催いたしましたり、その他の支援としましてアートポリス事業が始まったところでございます。

以上でございます。

○浜田財政課長 財政課でございます。

平成22年度熊本県普通会計決算の概要とい う1枚紙をお願いいたします。

各会計の決算作業の終了に伴いまして、今 回報告をいたしますものでございます。

前置きになりますが、普通会計とは、一般

会計と複数ございます特別会計、これを1つの会計にまとめたものでございます。ただし、公営事業会計を除きます。今後、地方公共団体の統一的な財政状況の横並びの把握とか企画、こういったものに用います統計的な便宜上の会計というふうに御認識をいただきたいと思います。

中身を御説明します。

まず、1番目の決算規模でございます。

歳入総額は、前年度より135億円ふえまして、約8,358億円というふうになっております。歳出総額も、同じく106億円ふえまして、8,084億円となっております。この結果、単純な差し引きでは275億円、これから翌年度に繰り越すべき財源を控除しました実質的な収支、これについては145億円ということになります。その理由は、欄外に書いているとおりでございます。

2番目をお願いいたします。各種財政指標 でございます。

2つ掲げております。1つは、財政基盤の 強さを示します財政力指数でございます。こ れにつきましては、0.370となりまして、去 年より若干弱くなっております。

もう一つは、財政構造の弾力性を示します 経常収支比率でございます。これにつきましては、昨年度より5.5ポイント改善をいたしまして、90.8という状況になっております。

後ろに詳細な参考資料を添付しております ので、後ほどごらんをいただきたいというふ うに思います。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○寺島県政情報文書課長 県政情報文書課で ございます。

公立大学法人熊本県立大学の次期中期目標の策定についてという資料の方でございます。2枚目にA3のカラー刷りが入っているものでございます。お開きいただきたいと思

います。説明の方は、1枚目の方で主に説明 させていただきます。

この次期中期目標の策定についてでございますけれども、これは次回の12月の県議会に提案したいというふうに考えておりまして、本日は、次期中期目標の現在の検討状況等を報告させていただきます。

まず、1ページ目の1、趣旨でございますが、知事は、地方独立行政法人法に基づきまして、大学の設立団体の長として、中期目標6年間を定めることとなっております。今年度は、現在の中期目標期間の最終年度ということで、議会の議決をいただいた上で、次期の中期目標を定める必要がございます。

2、県立大学を取り巻く環境でございますが、現状といたしましては、現在の中期目標及び現在の中期計画、これは計画の方は目標に基づきまして大学の方が策定する計画でございますが、中期目標とそれから中期計画に沿って取り組みを進めた結果、文科省の認証評価機関でございます財団法人大学基準協会が平成22年度に実施した評価で、大学基準協会の基準に適合という評価をいただいておりまして、また、大学の方の評価委員会によります毎年度の業務実績評価でも、順調な成果を上げているという評価を得ております。

次に、大学を取り巻く環境の変化でございますけれども、大学の進学率が50%となる中で、大学の方には個性や特色を一層明確にしていくということが求められております。また、産業界から――これはアンケート等をやった中での話でございますが、産業界からの声として、社会人としての基礎力の育成というようなことを求める声も強まっております。中央教育審議会の方におきましても、このような観点からいろんな提言がなされております。

3番でございますが、これらを踏まえまして、基本的な考え方といたしまして、現中期 目標を基本としつつも、最近の社会経済情勢 あるいは中央教育審議会の提言等を踏まえま して、法人が今後取り組むべき新たな内容や 見直しといったものを求めたいと考えており ます。

また、大学の運営に関しましては、これまでが1期目ということで、大学の安定運営と申しましょうか、体制整備という重点がございましたけれども、それに加えまして、今回は大学の質の向上の方にも取り組んでいただくということを考えております。

2ページの方でございます。

それぞれの目標は、カラー刷りの方の体系 図にも記載しておりますが、ここでは、特に 取り組みの強化を求める分を記載しておりま す。

教育の質の向上につきましては、県大は、これまでも人材育成に取り組んできておられますけれども、育成すべき人材像をより明確化して、その実現を図るということで、教育課程編成、実施方針の明確化、公表及び教育課程の検証、見直し、そして、成績評価基準の明確化、客観的評価方法の運用による教育の質の確保を求めます。

また、県立大学の方では、これまで地域社会や地域企業と連携したキャリア教育、いわゆる望ましい職業観でありますとか、自分の職業選択をきちっとやれる能力と申しましょうか、そういうキャリア教育といったものに取り組んでおられますけれども、今後さらに地域企業や地域社会と連携したキャリア教育の強化を求めたいと思っております。

次に、特色ある研究の推進でございますが、こちらは、これまでもちろん自治体あるいは企業との共同研究などで一定の成果を上げてきていただいておりますけれども、今後さらに全国をリードするような、県立大学ならではといったような研究分野の充実強化を図っていただきたいという上から、独自性のある研究の方向性の明確化というのを求めたいというふうに考えております。

次に、もう一つの柱として、地域貢献活動のさらなる強化でございますけれども、これは委員の先生方もよく御承知かと思いますけれども、研究成果の還元あるいは生涯学習拠点ということで積極的に大学も取り組んでおりまして、全国の大学の中でも、地域貢献分野では高い評価を得ております。

今後、さらに地域貢献活動を強化いただき たいということで、試験研究機関等との連携 強化及び共同研究成果の地域社会への普及と いったものを求めたいと考えております。

最後に、5番のスケジュールでございますが、本日の御報告をさせていただいた後、パブリックコメントを実施しまして、また大学評価委員会の意見をいただき、そして県立大学の方からも意見を聞いた上で、12月県議会の方に目標案を提案しまして、議決をいただきましたら、県大に次期目標を提示する予定で考えております。

なお、次の3ページの方に体系図を示して おりますが、詳細については説明の方は省略 させていただきますけれども、朱書きの部分 が今回新たな取り組みあるいは現在の目標に 修正を加えた部分として考えているものでご ざいます。

以上でございます。

○能登市町村行政課長 市町村行政課でございます。

A4、1枚紙の資料、政令指定都市実現に 向けた動きについてをごらんください。

政令指定都市実現に向けた動きについて御説明いたします。

まず1番、政令指定都市移行に向けたスケジュールでございますが、記載のとおりのスケジュールを想定してございまして、現在、今月中の閣議決定に向けて、国におきまして最終調整が行われているところでございます。

政令指定都市移行が正式に決定されました

以降は、県市両議会におきまして、関係条例 の審議、改正をいただきまして、来年4月の 政令指定都市移行を迎えることを想定してお ります。

次に、2の6月議会以降の主な取り組みで ございます。

(1) 県並びに熊本市における政令改正要望 でございますが、政令指定都市指定の時期に つきましては、移行までの準備期間等を勘案 しまして、既存の政令指定都市におきまして は、移行を目指す時期のおおむね6カ月前ま でに閣議決定と政令の公布がなされておりま す

このような既存政令指定都市における指定 までのスケジュールを踏まえまして、8月29 日、知事、馬場県議会議長、幸山市長、津田 市議会議長及び大久保熊本市政令指定都市推 進協議会会長で片山総務大臣を訪問していた だきまして、早期の政令改正について要望い たしました。

裏面をごらんください。

続きまして、3、今後の主な取り組み。

(1)政令指定後の関係条例の改正でございます。

熊本市を政令指定都市とする政令の公布がなされた後、熊本市では、区の設置等に関する条例など、県では、知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例などの制定、改廃が必要となります。

県では、原則といたしまして、事務権限移 譲に伴います条例などにつきましては、閣議 決定後直近の11月議会に、区政導入に伴う条 例につきましては、熊本市で区の設置等に関 する条例が可決された後の2月議会に提案す る予定で、現在準備を進めているところでご ざいます。

次に、(2)円滑な事務権限移譲の推進についてでございますが、①から③までは6月議会で説明した内容で、現在も引き続き取り組みを進めているところでございます。

最後に、(3)政令指定都市実現に向けた機 運情勢の取り組みでございます。

これまでも、熊本市政令指定都市推進協議会における取り組みや熊本市における取り組みを支援してまいりました。今後、熊本市では、政令改正の閣議決定を受けまして、決定看板の設置やラッピング電車の運行、カウントダウンイベント等の開催を実施する予定と聞いております。県としても、引き続きこうした動きを支援することとしております。

以上、熊本市の政令指定都市移行に関しまして、6月議会以降の取り組み状況並びに今後の主な取り組みについて御報告申し上げました。

以上でございます。

○津森川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム 総合対策課でございます。

川辺川ダム問題につきまして、1枚紙を用いまして、2点御報告申し上げます。

まず、ダムによらない治水を検討する場に ついてですが、第9回会議を先月の9月5日 に、五木村の生活再建について、国、県、村 の3者で合意が得られ、治水の議論を再開す る環境が整ったことを踏まえ、開催いたしま した。

この会議の意義については、大きく2つ挙 げられると考えております。

1つ目は、前回の会議に当たる第8回の会議、これが昨年の6月23日に開催されております。約1年2カ月ぶりの開催ということで、この間におきます治水事業の進捗状況を確認するとともに、改めて国、県、流域市町村との間での議論、治水の検討を再スタートしたという意義でございます。

もう一つは、これまで引き続き検討する対策とされてきた流域全体で水位を下げる対策につきまして、検討にとどまらず、事業化に向けて本腰を入れて取り組むこととした意義でございます。

検討する場のもとに、実務者による幹事会を設定し、具体的な水位を下げる対策の効果、コスト、事業の実現可能性などを、地域の課題に照らしながら、スピード感を持って事業の実施に向けて議論を進めます。

この幹事会につきましては、10月から11月に少なくとも3回程度は開催し、具体的な対策を積み上げ、治水の安全の一層の向上を図るよう、国や流域市町村と協力して取り組んでまいります。

2点目でございます。五木村振興に関する 最近の動きについてでございます。

県議会のお力添えもあり、6月26日に、第 5回五木村の今後の生活再建を協議する場に おきまして、国、県、五木村の三者におきま して、五木の振興を協力して進めていくこと を合意したところでございます。

現在、この振興事業につきまして、事業の 内容、工程、そして平成24年度予算の本要望 に向けまして具体化を進めているところでご ざいます。

今のところ、主に3つの観点から検討を進めております。まず、頭地地域に限らずに、 五木村の全域を対象として拠点性の向上を図ること、また五木村の地形や自然、地域特性 を最大限活用すること、そして全国のモデル となるような先進的な、先導的な事業を展開 することでございます。

これらの振興事業を実施するに当たりましては、先行して実施しておりますふるさと五木村づくり計画に基づくソフト事業と一体的に、効果を高めるよう連携してまいります。

以上、川辺川ダム問題について2点御報告いたしました。今後とも精力的に取り組んでまいりますので、引き続き御指導、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

○中川交通政策課長 交通政策課でございま ま

肥薩おれんじ鉄道の経営状況について御説

明させていただきます。

別添資料、A4、2枚つづりを用意いたしておりますので、ごらんになられてください

まず、1ページ目につきましては、会社の 概要、株式の状況等でございます。

1枚おめくりください。2ページでござい ます。

上段には、平成16年度開業以降の会社の業績について記載いたしております。下段には、22年度の決算概要を示しております。

平成22年度につきましては、口蹄疫、鳥インフルエンザ、新燃岳の噴火等の影響で、前年度から5万人減少の約151万人であります。

旅客収入につきましては、約1,300万円減少いたしております。費用につきましては、8年に1度の車両全般検査の年に当たり、車両修繕費が1億2,000万円増加し、経常損失が3億7,900万円余となりました。

なお、県、鹿児島県、沿線市町等の運行支援対策によりまして、当期損失は2億6,900万円となっております。

次、3ページ目でございます。

上段で損益計算書の概要を示しておりま す。下段が貸借対照表でございます。

資産の部、流動資産につきましては5億7, 300万円余、固定資産につきましては9億1,2 00万円余、資産合計14億8,600万円余でございます。

負債の部、流動負債につきましては 9 億9, 400万円余、固定負債7,200万円余、負債の部 合計10億6,600万円余でございます。

純資産の部は、合計しまして4億1,965万 4,193円でございます。

1ページおめくりください。

平成23年度の事業計画でございます。

まず、今年度の取り組みについて、大きく 4点整理いたしております。

まず1点目は、経営の改善でございます。

利用促進につきまして、東アジアからの誘客 等を実施することにより、売り上げ向上を図 り、経営改善を推進したいと考えておりま す。

2点目でございます。新たな経営戦略の構築と経営計画の策定等について検討いたしているところでございます。

3点目、要員確保でございます。 J R 九州 から要員確保を今いただいているところでございますが、これを段階的に会社のプロパー社員を採用しふやしていきたいということで、今協議を進めているところでございます。

4点目、施設整備でございます。経年劣化 が進行している路線設備等の計画的な整備に 取り組んでいきたいと思っております。

次に、おれんじ鉄道活性化協議会との連携 による利用促進事業でございます。

沿線の子供たちと連携しました乗車運動の 展開に取り組んでまいりたいと思っております。また、沿線地域と連携しましたイベント、PR等の取り組みを通し、共有人口の増加、沿線地域の活性化に取り組んでいるところでございます。

おれんじ鉄道の概要については以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○佐藤雅司委員長 報告が終了いたしました ので、質疑を受けたいと思います。質疑はあ りませんか。

○大西一史委員 1つ。非常に残念なことですけれども、職員の逮捕については、極めて残念だなと思っております。

毎回毎回、謝罪を執行部の方でされておりますけれども、これは、私、去年の9月の代表質問で、この公務員の不祥事再発防止についてお尋ねをさせていただいております。そのときに、知事の御答弁では「県政において

一番大事なことは、トラスト・イン・ガバメント、すなわち県政に対する信頼をどれだけ獲得できるか」にあるということで、私の問題意識として、これはやっぱり懲戒処分の指針の見直しをすべきだろうと。そうでなければ、なかなか一人一人の職員の状況を、一々上司がすべて把握をして、それで管理していくというのにはやっぱり限界があるだろうということで、そういう処分の見直し――再発防止の観点からですね、ということを申し上げました。

これについては、答弁としては「社会情勢や処分に関する判例の動向などに注視しながら、懲戒処分のあり方について検討をしてまいりたい」ということなんですが、今回のこういった事例も含めて、やっぱり再発防止を徹底していただかなきゃいけないと、これはもう信頼回復のためにぜひやっていただきたいということなんですが、この懲戒処分指針の見直しについて、現時点ではどういうふうな対応を考えておられるのか、お聞かせください。

○古閑人事課長 今、大西委員の方から、懲戒処分の見直しについてのお考えのお尋ねでございますが、今回の件を踏まえまして、どういう形で見直しを進めていくかについては、これからちょっと検討させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○大西一史委員 もう1つちょっと確認なんですけれども、これは人事院の方が懲戒処分の指針をずっと改正して、それに準じた形で県の懲戒処分の指針というのも決められていると思うんですが、この処分量定を決定するに当たっては、これはあくまでも参考のための指針だというふうに書いてあるんですね。

ということは、県独自で、まあこれは去年 聞いたときは、教育委員会なんかは、特に飲 酒であるとか、そういうみだらな行為であるとか、そういったものに関しての処分は厳しくなっているはずなんですね。ということは、これは熊本県独自でこの処分量定を決定するということはできるはずなんですよね、法的にもですね。その辺は、ちょっと確認したいんですけれども、どうなんでしょうか。

○古閑人事課長 法的には可能でございます が、ただ、つけ加えて御答弁させていただき ますと、国の指針に沿って――本県もそうで すが、他の都道府県でも指針を同様につくっ ております。そういう中で、いわゆる例えば 本県だけが非常に厳しい指針といいますか、 を策定した場合に、例えば職員の処分をそれ に基づいて実施したと、仮にその職員がいろ いろ裁判とかいう場合に、やはり判例とか、 これまでの全国のそういう指針の策定状況と か、そういうところから判断される部分もあ りますので、そうなりますと、最悪の場合、 取り消しというようなことにもなりかねませ んので、そこは、ある程度はこれまでの判例 の積み重ねとか他県の指針、今御指摘ござい ました国の指針等を、ある程度基本に現在の ところは検討させていただいているというと ころでございます。

○大西一史委員 ただ、県で決めれば、その ルールにのっとらないわけだからということ での処分はできるはずなんですよね、恐ら く。だから、そこはやっぱり当然いろんな不 祥事を防ぐための、未然に防ぐための指針だ ということをぜひ考えていただきたい。

何も悪いことしたら徹底的に裁けということではなくて、未然に防ぐということが一番大事なので、その点はやっぱりこういった指針――私も、こういうことは言いたくないんですよ、何回も何回も。去年も言って、またことしもというのは言いたくないんですけれども、やっぱりそういった意識を持ってもら

うために、職員の皆さんがぴりっとしていた だくためにも、その辺はある程度厳しく運用 すべきではないかというのが私の去年からず っと申し上げていることですので、その点を 踏まえて再発防止にぜひ取り組んでいただき たいということを、これはもう要望をしてお きます。

以上です。

- ○佐藤雅司委員長 質疑はありませんか。
- 〇岩中伸司委員 地域防災計画の見直しが今報告があったんですが、この中身を見てみれば、原発の問題は全く考えないでなされていくということでしょうか。
- ○佐藤危機管理防災課長 済みません、4ページを見ていただきますと、テーマの7としまして、原発につきまして検討するということになっておりますので、今後また部会の中で検討してまいる予定でございます。
- ○岩中伸司委員 失礼しました。

もう1つ、おれんじ鉄道でしっかり努力を していくということが書かれています。JR 九州への要員の派遣の要請ですね。それと、 同時に、段階的なプロパー社員の採用て、プロパーをずっとふやしていくということの理 解でいいですかね。

- ○中川交通政策課長 そのとおりでございます。段階的にプロパーを今ふやしていくことを取り組んでおります。
- 〇岩中伸司委員 私は、段階的にプロパーを ふやしていくということよりも、やっぱり J Rに求めていかなければ、プロパーになった ら、もっと厳しい内容になっていくんじゃな いか。これは新幹線建設のツケですからね。 このおれんじ鉄道というのは、八代から川内

までの沿線は、みんな犠牲になって、いろいろな工面しながら、お金を投入してやっているわけですので、これはJRにもっと求めていく必要があると思いますので、ぜひそこら辺はよろしくお願いします。

これはもう要望でいいです。

○佐藤雅司委員長 ほかにございませんか。 先ほどの磯田委員の質問については、後で しっかりと数字も含めて――よろしいです か、今。

○坂本企画課長 企画課でございます。

手元に国勢調査の人口データが届きました ので、御報告させていただきます。

天草地域の人口、平成12年、14万7,647 人、平成22年、12万7,308人、その間マイナ スの2万349人でございます。

つけ加えて、先ほど人口推計について、県の方では推計を独自にはしていない、国の方でというお話を申し上げましたが、正確には、国立社会保障・人口問題研究所が出したデータというのがございます。そこで平成42年の天草地域の推計が出ておりまして、それは9万796人ということで、今後、平成22年から42年の20年間に、約3万7,000人ぐらい減るのではないかという推計が出ているということを御報告させていただきます。

○大西一史委員 ちょっとその他なんですけれども、よろしいですか。

○佐藤雅司委員長 その他、いいです。

○大西一史委員 済みません、ちょっと時間 ももう昼を過ぎましたので、簡潔に行きたい と思うんですが、1つだけ中川交通政策課長 にちょっとお尋ねなんですけれども、九州新 幹線のこの利用ですね。

開業して、いろいろ修学旅行等々で利用す

る向きもあるのかなというふうに思いますが、実はちょっといろいろ聞いた話なんですけれども、熊本市内の中学校あたりが、関西方面に新幹線を使って行こうとしたと、ところが「みずほ」であるとか「さくら」であるとか、要は新大阪まで直通の新幹線に乗っていこうとしたら断られたというケースがあって、幾つかの学校がバスで博多まで移動して、博多から新幹線を利用していると、しなければならないというような状況があるということを聞いたんですけれども、その辺は何か聞いておられますでしょうか。

○中川交通政策課長 交通政策課でございます。

今議員御指摘のありました点につきましては、私ども、まだ状況を把握しておりませんので、JR九州の方に、早速そういう事実がないか確認したいと思います。

以上でございます。

○大西一史委員 ぜひ確認していただきたい と思うんですよ。

こういうやっぱり熊本市内、せっかくその新幹線を使ってということで、ところが、乗りかえであればいいよという話なんです。要は「つばめ」を使えということなのかもしれません。この辺はどういうことになっているのかよくわかりませんけれども、JRの論理で地域の中学生が乗れないというようなことがあっては、私はいいとは思いませんけれどもね。これが事実だったら、非常にけしからぬ話なので、この辺はJRにもしっかり確認をしていただきたいというふうに思います。

それから、学校の方にも確認して、そういう事例があれば、交通政策課の方できちっと それを踏まえてJRあたりもこれは指導して ください。ぜひ企画部長の方からもよろしく お願いします。 ○佐藤雅司委員長 これについては、また調べて、後で報告しといてください。

ほかに、その他も含めてありませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○佐藤雅司委員長 なければ、以上で本日の 議題は終了いたしました。

最後に、要望書が5件提出されております ので、参考としてお手元に写しを配付してお ります。

それでは、これをもちまして本日の委員会 を閉会いたします。お疲れさまでございまし た。

午後0時21分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により ここに署名する

総務常任委員会委員長